

名誉理事長選出に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款の規定に基づき、名誉理事長選任に関し必要な事項を定める。

(名誉理事長の要件)

第2条 名誉理事長となることのできるものは、次の各項に掲げる基準に該当するものとし、条件を満たすものは理事会において審議され、名誉理事長に推薦される。

- (1) 理事長経験者で現在は理事長を退任している者
- (2) 推薦時に65歳以上の者
- (3) 理事長として顕著な功績があり、本会に貢献した者

(推薦の受付)

第3条 対象者は、理事長を退任した次年度以降の理事会にて名誉理事長に推薦される。

(称号の授与)

第4条 理事会の議を経て、社員総会に諮った後、名誉理事長の称号が授与される。

(恩典)

第5条 名誉理事長には次の恩典が与えられる。

- (1) 社員総会における称号の授与
- (2) 定款第13条1項ならびに第24条3項に規定する恩典

(改定)

第6条 この細則は理事会の議により改定することができる。

(附則)

この細則は、2025年3月13日から施行する。